

Lit 訪問看護ステーションくまもと

(指定番号 4360192019)

重要事項説明書

【介護保険・介護予防・医療保険】

株式会社 Hack

目次

1	指定訪問看護サービスを提供する事業者について	P3
2	利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について	P3
3	提供するサービスの内容について	P6
4	【介護保険】提供するサービスの利用料について	P7
	【医療保険】提供するサービスの利用料について	P12
5	利用料やその他の費用の請求及び支払方法について	P18
6	虐待・身体拘束の防止について	P19
7	秘密の保持と個人情報の保護について	P19
8	緊急時等の対応方法について	P19
9	安全管理体制と事故発生時の対応について	P19
10	災害発生時の対応	P20
11	衛生管理等	P21
12	業務継続に向けた取組の強化について	P21
13	身分証携行義務	P21
14	心身の状況の把握	P21
15	居宅介護支援事業者等との連携	P21
16	サービス提供の記録	P22
17	苦情申し立て窓口	P22
18	ハラスメントの防止について	P23
19	第三者評価について	P23
20	重要事項説明書の説明日・説明者と同意について	P24

【介護保険・介護予防・医療保険】指定訪問看護の重要事項説明書

この重要事項説明書は、訪問看護サービスをご利用いただくにあたり、サービスの内容、利用料金、事業所の運営体制その他の重要な事項について、あらかじめご説明するためのものです。

ご不明な点やわかりにくい点がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

この「重要事項説明書」は、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 12 年厚生省令第 80 号)、「熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 24 年熊本市条例第 85 号)及び「熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成 24 年熊本市条例第 90 号)の規定に基づき、訪問看護サービスの提供開始に際して、あらかじめ説明すべき重要事項を記載したものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 HacK
代表者氏名	代表取締役 濱田一也
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府八尾市萱振町二丁目 126 番地の 1 TEL:072-976-4950 FAX 072-976-4951
法人設立年月日	令和 2 年 4 月 20 日設立

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	Lit 訪問看護ステーションくまもと
介護保険指定 事業所番号	熊本市指定 4360192019 号(訪問看護・介護予防訪問看護)
事業所所在地	〒861-8039 熊本県熊本市東区長嶺南 7 丁目 1-6 Seres 長嶺 1-B
連絡先 相談担当者氏名	TEL 096-288-7992 FAX 096-288-7993 管理者:告鏃 真也
通常の事業の実施地域	熊本市全域、上益城郡益城町、上益城郡嘉島町、上益城郡御船町、菊池郡菊陽町、合志市

(2)事業の目的及び運営方針

事業の目的	当事業所は、利用者様の意思と人格を尊重し、住み慣れたご自宅で安心して療養生活を送っていただけるよう、利用者様の立場に立った適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。 また、適正で円滑な事業運営を行うため、必要な職員体制および管理体制を整備します。
運営の方針	当事業所は、利用者様が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りご自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身機能の維持・回復および生活機能の維持・向上を図ります。 サービスの提供にあたっては、利用者様の要介護状態の軽減、悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。 また、利用者様の意思および人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、主治医、その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する関係機関との連携に努めます。 さらに、利用者様の人権擁護および虐待防止のため、必要な体制を整備し、従業者への研修等を実施します。 サービス提供の終了時には、利用者様またはご家族に対して必要な指導を行うとともに、主治医および居宅介護支援事業者等へ必要な情報提供を行います。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (祝日、8月13日から8月15日、12月30日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時45分から午後5時45分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	事前に必要とされる場合、365 日対応可能な体制
サービス提供時間	電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制

(5) 事業所の職員体制(令和 8 年 9 月現在)

管 理 者	(職名) 保健師・看護師 (氏名) 告 籾 真也
-------	--------------------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	事業所の従業者および業務の管理を一元的に行い、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が提供されるよう管理します。また、訪問看護計画書・報告書の作成に関する必要な指導および管理を行い、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	主治医の指示および訪問看護計画に基づき、指定訪問看護を提供します。また、訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成、利用者または家族への説明、実施状況の把握、必要な計画変更、主治医・居宅介護支援事業者等との連携を行います。	4名
理学療法士等 (理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士)	主治医の指示および訪問看護計画に基づき、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心とした指定訪問看護を提供します。また、利用者の心身機能、日常生活動作、生活環境等を評価し、看護職員と連携してサービス提供および計画・報告書作成に協力します。	1名
事務職員・ 看護補助者	介護給付費等の請求事務、通信連絡事務、その他事業所運営に必要な事務を行います。また、必要に応じて看護職員と同行し、看護職員の指示のもと、訪問看護の補助業務を行うことがあります。 ※看護補助者が訪問する場合は、看護職員と同行し、看護職員の指示のもとで補助的業務を行います。看護補助者が単独で訪問看護を提供することはありません。	現在 配置なし

3 提供するサービスの内容について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示に基づき、介護保険を利用する場合は居宅サービス計画(ケアプラン)等を踏まえ、利用者の意向や心身の状況などをアセスメントし、援助の目的に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 1. 病状・障害の観察 2. 清拭、洗髪等による清潔の保持 3. 食事及び排泄等日常生活の世話 4. 服薬状況(残薬の状況も含む)の確認 5. 褥瘡の予防・処置 6. リハビリテーション 7. ターミナルケア 8. 認知症患者の看護 9. 療養生活や介護方法の指導 10. カテーテル等の管理 11. その他医師の指示による医療処置

(2) リハビリテーションについて

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護の業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問します。

(3) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用料その他正当に請求する費用を除き、利用者又は家族から金銭、物品、飲食等を受け取ること
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、喫食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(4)利用者紹介・誘導等に関する禁止事項

事業者および従業者は、サービスの提供に当たり、利用者による訪問看護ステーション、主治医、医療機関、居宅介護支援事業者その他の関係機関の自由な選択を妨げる行為を行いません。

また、利用者の紹介、サービス利用の勧誘または誘導を目的として、利用者、家族、医療機関、居宅介護支援事業者、その他関係者に対し、金銭、物品、接待、割引、紹介料、リベート、バックマージンその他の経済上の利益を提供し、または受領することはありません。

特定の主治医、医療機関、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者その他の事業者等へ利用者を誘導することはありません。

4 提供するサービスの利用料について

(1)介護保険で提供するサービスの利用料について

利用者様には、介護保険負担割合証に記載された負担割合(1割・2割・3割)に応じた金額をご負担いただきます。

なお、実際の利用料は、訪問回数、利用時間、各種加算・減算、公費制度の適用等により異なる場合があります。

【ご利用予定と利用料の目安】

利用予定: 週()回

サービス区分: 訪問看護 I-()

1回の訪問時間: ()分

負担割合: ()割

1回あたりの自己負担額: 約()円

1週間あたりの目安: 約()円

1か月あたりの予定回数: ()回

1か月あたりの目安: 約()円

1か月あたりの概算額: 約()円

※上記金額は契約時点での予定に基づく概算です。実際の利用回数、サービス内容、加算・減算等により請求額が異なる場合があります。

※上記料金の目安に加え【加算・減算】が追加されます。

【看護師による訪問看護】 ※要介護1～5の方

令和8年9月改正

サービス提供区分	単価	介護報酬額 (10割)	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ1 (20分未満)	314 単位	3,140 円	314 円	628 円	942 円
訪問看護Ⅰ2 (30分未満)	471 単位	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
訪問看護Ⅰ3 (30分以上 60分未満)	823 単位	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円
訪問看護Ⅰ4 (60分以上 90分未満)	1,128 単位	11,280 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円
訪問看護Ⅰ5(1回につき)※ 理学療法士等	294 単位	2,940 円	294 円	588 円	882 円

※訪問看護Ⅰ5について、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合、または、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない場合は、1回につき8単位減算となります。

【介護予防訪問看護】 ※要支援1～2の方対象

令和8年9月改正

サービス提供区分	単価	介護報酬額 (10割)	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
予防訪問看護Ⅰ1 (20分未満)	303 単位	3,030 円	303 円	606 円	909 円
予防訪問看護Ⅰ2 (30分未満)	451 単位	4,510 円	451 円	902 円	1,353 円
予防訪問看護Ⅰ3 (30分以上 60分未満)	794 単位	7,940 円	794 円	1,588 円	2,382 円
予防訪問看護Ⅰ4 (60分以上 90分未満)	1,090 単位	10,900 円	1,090 円	2,180 円	3,270 円
予防訪問看護Ⅰ5(1回につき)※ 理学療法士等	284 単位	2,840 円	284 円	568 円	852 円

※予防訪問看護Ⅰ5について、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合、または、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない場合は、1回につき8単位減算となります。

※予防訪問看護Ⅰ５について、利用開始日の属する月から起算して12月を超えて利用する場合は、1回につき5単位減算となります。

ただし、前記の8単位減算の対象となる場合は、12月を超えて利用する場合、1回につき15単位減算となります。

【加算・減算】

令和8年9月改正

加算・減算			単価	介護報酬額 (10 割)	ご利用者様負担額		
					1 割	2 割	3 割
夜間または早朝の場合 (夜間 18～22 時、早朝 6～8 時)			+25/100				
深夜の場合 (深夜 22～翌 6 時)			+50/100				
緊急時訪問看護加算※1		I	600 単位/月	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		II	574 単位/月	5,740 円	574 円	1,148 円	1,722 円
特別管理加算※2		I	500 単位/月	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
		II	250 単位/月	2,500 円	250 円	500 円	750 円
初回加算※3		I	350 単位/月	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
		II	300 単位/月	3,000 円	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算※4			600 単位	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
ターミナルケア加算※5			2,500 単位	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
看護・介護職員連携強化加算※6			250 単位/月	2,500 円	250 円	500 円	750 円
加算・減算			単価	介護報酬額 (10 割)	ご利用者様負担額		
					1 割	2 割	3 割
看護体制強化加算※7		I	550 単位/月	5,500 円	550 円	1,100 円	1,650 円
		II	200 単位/月	2,000 円	200 円	400 円	600 円
複数名訪問看護加算※8	I	30 分未満	254 単位/回	2,540 円	254 円	508 円	762 円
		30 分以上	402 単位/回	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円
	II	30 分未満	201 単位/回	2,010 円	201 円	402 円	603 円
		30 分以上	317 単位/回	3,170 円	317 円	634 円	951 円
長時間訪問看護加算※9			300 単位/回	3,000 円	300 円	600 円	900 円
サービス提供体制強化加算※7		I	6 単位/回	60 円	6 円	12 円	18 円
		II	3 単位/回	30 円	3 円	6 円	9 円
専門管理加算※10			250 単位/月	2,500 円	250 円	500 円	750 円
口腔連携強化加算※11			50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円
高齢者虐待防止措置未実施減※12			－1/100				

業務継続計画未策定減算 ^{※13}	－1/100				
介護職員等処遇改善加算 ^{※14}	×1.8%				

※1 緊急時訪問看護加算Ⅰは、以下①、②全てを満たしている場合、緊急時訪問看護加算Ⅱは以下①を満たしている場合に算定します。

- ①利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。
- ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。

※2 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

なお、特別管理加算Ⅰは①に、特別管理加算Ⅱは②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理若しくは在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 以下のいずれかを受けている状態にある者
 - ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理
 - ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
 - ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 - ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理
 - ・在宅難治性皮膚疾患処置指導管理
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※3 初回加算Ⅰは新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定します。初回加算Ⅱは新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。また、ふた月ご利用がなく訪問看護を再開した場合は初回訪問とみなします。要支援から要介護への変更、またはその逆の場合においても算定します。

※4 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

- ※5 ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。1 回につき算定します。
- ※6 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。ひと月につき算定します。
- ※7 サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして所管行政庁に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※8 複数名訪問看護加算Ⅰは、2 人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。1 回につき算定します。
- ※9 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1 時間以上 1 時間 30 分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。1 回につき算定します。
- ※10 所管行政庁に加算の届出を行った指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門および人工膀胱ケアにかかわる専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。
- ※11 歯科専門職との連携の下、利用者の口腔の健康状態の評価を行い、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果の情報提供を行った場合に算定します。
- ※12 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に減算が適用されます。
- ※13 感染症又は非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、又は非常時の体制から早期の業務再開を図るための業務継続計画が策定されていない場合、又は当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算が適用されます。
- ※14 職員の賃金改善や職場環境の整備を目的とした加算であり、加算によって得られた財源は、国の定める基準に従い、職員の処遇改善に充てます。
- ※主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※専門管理加算及び口腔連携強化加算については、現時点では当事業所では算定しておりません。今後、届出又は体制整備により算定する場合は、あらためて説明を行います。

(2)医療保険で提供するサービスの利用料について

計算方法

基本療養費Ⅰ（もしくはⅡ、Ⅲ）＋ 管理療養費 ＋ 加算費 ＝ 利用料総額

利用料総額 × 0.1（2割負担の方は0.2、3割負担の方は0.3）＝ 利用負担額

【訪問看護 基本項目】

令和8年6月改正

サービス提供区分		医療報酬額 (10割)	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
基本療養費（1日につき）	Ⅰ (同一建物1人)	週3日まで (准看護師)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
		週4日以降 (准看護師)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
	Ⅱ (同一建物2人)	週3日まで (准看護師)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
		週4日以降 (准看護師)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
	Ⅱ (3人以上9人以下)	週3日まで (准看護師)	278円 (253円)	556円 (506円)	834円 (759円)
		週4日以降 (准看護師)	328円 (303円)	656円 (606円)	984円 (909円)
	Ⅲ	外泊中	850円	1,700円	2,550円
管理療養費 (1日につき)		月の初日	771円	1,542円	2,313円
		2日目以降	301円	602円	903円

※ 理学療法士等の訪問については週4日以上訪問でも週3日までと同額です。

【精神科訪問看護 基本項目】

令和8年6月改正

サービス提供区分				医療報酬額 (10割)	ご利用者様負担額		
					1割	2割	3割
精神基本療養費(1日につき)	Ⅰ (同一建物1人)	週3日まで (准看護師)	30分未満	4,250円 (3,870円)	425円 (387円)	850円 (774円)	1,275円 (1,161円)
			30分以上	5,550円 (5,050円)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
		週4日以降 (准看護師)	30分未満	5,100円 (4,720円)	510円 (472円)	1,020円 (944円)	1,530円 (1,416円)
			30分以上	6,550円 (6,050円)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
	Ⅲ (同一建物2人)	週3日まで (准看護師)	30分未満	4,250円 (3,870円)	425円 (387円)	850円 (774円)	1,275円 (1,161円)
			30分以上	5,550円 (5,050円)	555円 (505円)	1,110円 (1,010円)	1,665円 (1,515円)
		週4日以降 (准看護師)	30分未満	5,100円 (4,720円)	510円 (472円)	1,020円 (944円)	1,530円 (1,416円)
			30分以上	6,550円 (6,050円)	655円 (605円)	1,310円 (1,210円)	1,965円 (1,815円)
	Ⅲ (3人以上)	週3日まで (准看護師)	30分未満	2,130円 (1,940円)	213円 (194円)	426円 (388円)	639円 (582円)
			30分以上	2,780円 (2,530円)	278円 (253円)	556円 (506円)	834円 (759円)
		週4日以降 (准看護師)	30分未満	2,550円 (2,360円)	255円 (236円)	510円 (472円)	765円 (708円)
			30分以上	3,280円 (3,030円)	328円 (303円)	656円 (606円)	984円 (909円)
	Ⅳ	外泊中		8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神管理療養費 (1日につき)		月の初日		7,710円	771円	1,542円	2,313円
		2日目以降		3,010円	301円	602円	903円

【加算】

令和8年6月改正

			医療報酬額 (10 割)	ご利用者様負担額			
				1 割	2 割	3 割	
24 時間対応 体制加算※ ¹	業務負担軽 減取り組み	あり	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
		なし	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円	
緊急訪問看護加算※ ²		月 14 日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円	
		月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
特別管理加算※ ³		I	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	
		II	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
早朝夜間加算 (6～8 時、18～22 時)※ ⁴		同一建物 2 人まで	2,100 円	210 円	420 円	630 円	
		3 人以上 9 人以下	2,100 円 (月 15 日目まで)	210 円	420 円	630 円	
			1,900 円 (月 16 日目以降)	190 円	380 円	570 円	
深夜加算(22～6 時)※ ⁴		同一建物 2 人まで	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
		3 人以上 9 人以下	4,200 円 (月 15 日目まで)	420 円	840 円	1,260 円	
			4,000 円 (月 16 日目以降)	400 円	800 円	1,200 円	
難病等複数回 訪問看護加算※ ⁵		同一建物 2 人まで	2 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			3 回	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
		3 人以上 9 人以下	2 回	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
			3 回	7,200 円 (月 20 日目まで)	720 円	1,440 円	2,160 円
				6,900 円 (月 21 日目以降)	690 円	1,380 円	2,070 円
退院支援指導加算※ ⁶		90 分未満	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
		90 分以上	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	
退院時共同指導加算 ※ ⁷		通常	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
		特別管理指導	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
長時間訪問看護加算※ ⁸			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算※ ⁹			2,000 円	200 円	400 円	600 円	
看護・介護職員連携強化加算※ ¹⁰			2,500 円	250 円	500 円	750 円	

				医療報酬額 (10 割)	ご利用者様負担額		
					1割	2割	3割
複数名訪問看護加算※二	看護師 (週 1 日)	同一建物 2 人まで		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		3 人以上 9 人以下		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	准看護師 (週 1 日)	同一建物 2 人まで		3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		3 人以上 9 人以下		3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
	補助者 週 3 日まで	同一建物 2 人まで		3,000 円	300 円	600 円	900 円
		3 人以上 9 人以下		2,700 円	270 円	540 円	810 円
	補助者 週 4 日以 降	同一建物 2 人まで	1 回	3,000 円	300 円	600 円	900 円
			2 回	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
			3 回	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
		3 人以上 9 人以下	1 回	2,700 円	270 円	540 円	810 円
			2 回	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
			3 回	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
訪問看護ターミナルケア療養費※12				25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護情報提供療養費(1・2・3)※13				1,500 円	150 円	300 円	450 円
乳幼児加算※14	厚生労働大臣が定める者			1,800 円	180 円	360 円	540 円
	上記以外			1,400 円	140 円	280 円	420 円
在宅患者連携指導加算※15				3,000 円	300 円	600 円	900 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算※16				50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護医療情報連携加算※17				1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)※18				1,830 円	183 円	366 円	549 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)※18				40～1,040 円	医療報酬額に応じて変動(左記)		
訪問看護物価対応料 1※19 (令和 9 年以降の算定額)			月の 初日	60 円 (120 円)	6 円 (12 円)	12 円 (24 円)	18 円 (36 円)
			2 日目 以降	20 円 (40 円)	2 円 (4 円)	4 円 (8 円)	6 円 (12 円)
訪問看護遠隔診療補助料※20				2,650 円	265 円	530 円	795 円

※1 24 時間対応体制加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。ひと月につき算定します。

また、24 時間対応体制加算を算定するにあたり、「24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合」とは、以下の 1 または 2 を含む 2 つ以上の取り組みを行っていることを指します。

① 夜間対応を行った翌日の勤務間隔を確保している。

- ② 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)までである。
- ③ 夜間対応後に暦上の休日を確保している。
- ④ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制を工夫している。
- ⑤ ICT や AI、IoT 等の活用による業務負担軽減を行っている。
- ⑥ オンコール当番を担当する者への支援体制を確保している。

※2 緊急訪問看護加算は利用者の希望で主治医の指示により緊急訪問を行った場合に加算します。1日につき算定します。

※3 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。ひと月につき算定します。なお、特別管理加算Ⅰは①に、特別管理加算Ⅱは②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理若しくは在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 以下のいずれかを受けている状態にある者
 - ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理
 - ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
 - ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 - ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理
 - ・在宅難治性皮膚疾患処置指導管理
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※4 早朝夜間加算は早朝6時～8時、夜間18時～22時の間に訪問した場合に加算します。深夜加算は夜間22時～翌早朝6時の間に訪問した場合に加算します。1日につき算定します。

※5 難病等複数回訪問看護加算は厚生労働大臣が定める疾病、厚生労働大臣が定める状態にある利用者で、1日のうち複数回訪問する必要がある場合に加算します。1日につき算定します。

※6 退院支援指導加算は厚生労働大臣が定める疾病、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院される日に看護師が療養上の指導を行った場合に加算します。1回につき算定します。

※7 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、特

別管理指導とは、特別管理加算(※3)の対象の方への指導を行う場合をいいます。1回につき算定します。

※8 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。週1回のみ利用が可能です。1回につき算定します。

※9 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は利用者の身体状況の変化により、緊急時のカンファレンスを主治医の求めに応じて行った際に加算します。1回につき算定します(ひと月2回まで)。

※10 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。ひと月につき算定します。

※11 複数名訪問看護加算は、次の①～⑥の対象の方について、複数名での訪問が必要と認められ、利用者様の同意を得た場合に算定します。なお、補助者とは、看護補助者等を指します。1日につき算定します。

- ① 厚生労働大臣が定める疾病の方
- ② 特別訪問看護指示期間中の方
- ③ 特別管理加算の対象者
- ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる方
- ⑤ 1人での看護が困難である場合
- ⑥ その他、状況判断により①～⑤に準ずると認められる方

※12 訪問看護ターミナルケア療養費は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。1回につき算定します。

※13 訪問看護情報提供療養費は、利用者様の同意を得たうえで、市町村、学校等、保険医療機関等に対し、必要な情報を文書で提供した場合に、所定の要件に基づき算定します。

※14 乳幼児加算は6歳未満の乳幼児への指定訪問看護を行う場合に加算します。

※15 在宅患者連携指導加算は、訪問診療や訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導を実施している医療機関や薬局と情報を共有し、それを基に療養上必要な指導を行った場合に算定します。ひと月につき算定します。

※16 以下の要件を満たし、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う場合に算定します。

- ① オンライン請求を行っている。
- ② オンライン資格確認を行う体制が整っている。

③ ②の体制に関する事項と、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、ステーションの見やすい場所に掲示している。

④ ③の掲示事項について、原則ウェブサイトに掲載している。

※17 医療関係職種等により記録された利用者の医療・ケアに係る情報を取得及び活用したうえで、指定訪問看護の実施に関係する計画的な管理を行うこと及び看護師等が指定訪問看護を行った際の診療情報等について記録し、医療関係職種等に共有する場合にひと月につき算定します。

※18 訪問看護ベースアップ評価料は、看護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められます。訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)を算定する利用者1人につき月1回に限り算定可能です。

※19 訪問看護の提供体制維持を目的とし、1日につき1回算定します。

※20 医師がオンライン診療を行う際に、利用者様のご自宅に訪問看護師が訪問して診療を支援する場合、月1回に限り算定します。

(3)その他の費用について

交 通 費	通常の実施地域	熊本市全域、上益城郡益城町、上益城郡嘉島町、上益城郡御船町、菊池郡菊陽町、合志市
	通常の実施地域を越えて行うサービスに要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えてから1キロメートルごとに200円とします。 また、自動車を使用し、有料駐車場を利用した場合は、駐車場代の実費を徴収します。	
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。 ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	
	サービス利用予定日の前日17時までにご連絡をいただいた場合	無料
	サービス利用予定日の前日17時以降、又は当日にご連絡をいただいた場合	1回あたり2,000円
	サービス利用予定日の当日にご連絡がない場合、又は訪問時に不在の場合	1回あたり3,000円
エンゼルケア	お亡くなりになった際のケア	15,000円

上記の費用については、あらかじめ利用者様又はご家族等に内容及び金額を説明し、同意を得たうえで徴収します。

5 利用料やその他の費用の請求及び支払方法について

請求方法	利用料、その他費用の額はサービス提供毎に計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細書を添えて利用月の翌月 15 日頃に利用者あてにお渡しいたします。	
支払い方法	請求書、明細書の内容をご確認の上、請求月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。お支払いを確認しましたら、領収書をお渡しいたします。	
	口座振込	事業者指定口座へお振込みください。
	自動振替	当該月の利用料は、翌月 26 日に利用者が指定する口座から振り替えます。(26 日が土・日・休日の場合は翌営業日)
	現金支払	訪問時に集金いたします。

6 虐待・身体拘束の防止について

本事業所は、利用者様等の人権の擁護及び虐待の防止のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (5) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (6) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (7) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者は、告鵜 真也 とします。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人の情報を用いません。又、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(用紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (4) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じその内容を開示することとし開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行うものとします。

8 緊急時等の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

ご家族	氏名	続柄
	連絡先(日中)	
	連絡先(夜間)	
主治医	医療機関名	
	主治医氏名	連絡先
居宅介護 支援事業所	事業所名	
	担当者名	連絡先

9 安全管理体制と事故発生時の対応について

事故、ヒヤリ・ハット、インシデント等が発生した場合には、速やかに必要な対応を行うとともに、事故の状況及び利用している保険制度に応じて、ご家族、市町村、居宅介護支援事業者、医療保険の保険者その他の関係機関へ連絡します。また、事故の状況及び事故に際して行った処置を記録し、原因の分析、再発防止策の検討及び従業者への周知を行います。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者総合補償
補償の概要	身体障害・財物損壊・人格権侵害・初期対応・被害者治療など

10 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

11 衛生管理等

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 身分証携行義務

訪問看護職員等は、常に身分証を携行し、初回訪問及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、利用者様の病歴、病状、心身の状況、服薬状況、残薬の状況、介護の状況、生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。また、居宅介護支援事業所等が開催するサービス担当者会議への出席、主治医、医療機関、薬局、居宅介護支援事業所その他関係機関との連携を通じて、利用者様の状態に応じた適切なサービス提供に努めます。なお、服薬状況や残薬の状況については、必

要に応じて、利用者様又はご家族の同意を得たうえで、主治医又は調剤を行う保険薬局等へ情報提供することがあります。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) サービス提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) 介護保険を利用する場合は、サービス提供の開始に際し、作成した訪問看護計画の写しを、利用者の同意を得た上で、居宅介護支援事業者等へ速やかに送付します。
- (3) 介護保険を利用する場合は、サービス内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合、その内容を記した書面又はその写しを、居宅介護支援事業者等へ速やかに送付します。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供日、提供した具体的なサービス内容その他必要な事項を記録します。利用者様から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その内容を提供します。
- (2) 指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、関係法令及び条例等に定める保存期間に従い適切に保存します。なお、当事業所では原則として、記録の完結の日の属する年度の翌年度4月1日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求できるものとします。

17 苦情申し立て窓口及び苦情処理の体制・手順

当事業所では、利用者又はその家族等から苦情・相談があった場合、内容を丁寧に聴き取り、事実関係及び希望する対応を確認します。苦情を受けた職員は、その内容を管理者に報告・共有し、関係職員の記録や経過等を確認するなど、客観的な事実確認を行います。確認した事実、利用者等の意向及び事業所の課題を踏まえ、対応方針及び改善策を検討・決定し、その結果を利用者又は家族等へ説明します。また、対応の経過及び結果を記録し、必要に応じて関係機関との連携、業務手順の見直し、職員への周知等を行い、再発防止及びサービスの質の向上につなげます。

Lit 訪問看護 ステーションくまもと 担当: 告鏹真也	所在地 電話 FAX 受付時間	熊本市東区長嶺南7丁目 1-6 Seres 長嶺 1-B 096-288-7992 096-288-7993 8時45分～17時45分(平日)
------------------------------------	--------------------------	--

熊本市介護事業指導課	所在地 電話 FAX 受付時間	熊本市中央区手取本町 1-1 096-328-2793 096-327-0855 8 時 30 分～17 時 15 分(平日)
熊本県 国民健康保険団体連合 介護サービス相談窓口	所在地 電話 受付時間	熊本市東区建軍 2 丁目 4 番 10 号 096-214-1101 9 時 00 分～17 時 00 分(平日)
九州厚生局 熊本事務所	所在地 電話 FAX 受付時間	〒862-0971 熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第二合同庁舎 4F 096-284-8001 096-284-8010 8 時 30 分～16 時 00 分(平日)

18 ハラスメントの防止について

事業者は、訪問看護に従事する職員の安全確保と、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、ハラスメントの防止に取り組めます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
 上記は、当該法人職員、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同様の事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (4) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、訪問看護の現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (5) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

19 第三者評価について

現在のところ(令和8年9月現在)、第三者評価は実施しておりません。

20 重要事項説明書の説明日・説明者と同意について

以上、訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者様に対して本重要事項説明書に基づき、重要事項を説明しました。

説明日	令和 年 月 日		
事業所	事業所名	Lit 訪問看護ステーションくまもと 印	
	所在地	〒861-8039 熊本県熊本市東区長嶺南 7 丁目 1-6 Seres 長嶺 1-B	
	管理者	告 鋏 真也 印	
	説明者	印	

私は、本書面により、訪問看護サービスの利用にあたって必要な重要事項について説明を受け、その内容を確認しました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

